

学園評議員

令和 6 年 4 月 1 日現在

定数 31 名 現員 31 名

常勤評議員

西井 泰彦	片岡 一正	桑原 和美	秋山 圭子	見尾 光庸	海野 誠二	佐原 雅明	小沢 あえか
ズビャーギナ	章子	矢吹 優子	石原みちる	苅米 一志	網島 裕修	森 秀治	佐藤 将男
野村 信吉	藤井 弘章	寺澤 奈津子	福森 護	佐藤朋行	佐田もと子		

非常勤評議員

宮下 附一竜	羽賀 美年	門野 八洲雄	上岡 美保子	鎌田 積
川上 晃	五味田 裕	石井 愛子	池田 千明	難波 奈央子

学園顧問

現員 1 名

令和 6 年 4 月 1 日現在

竹内 美保

学校法人就実学園評議員の報酬等に関する規程

制定 令和2年1月1日

(目的)

第1条 この規程は、学校法人就実学園（以下「学園」という。）の評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- 一 評議員の報酬等とは、報酬、退職慰労金その他、評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、学園職員給与規程及び学園退職手当規程に基づくものを含まない。
- 二 費用とは、評議員として職務の執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 評議員には、報酬及び退職慰労金を支給するものとする。

- 2 報酬等の支給期間は、就任の月から退任の月までとする。

(報酬額)

第4条 評議員に対する報酬等の額は、月額10,000円とする。

(退職慰労金の支給)

第5条 評議員に支給する退職慰労金の額は、在任期間1年につき、10,000円を乗じて得た額を支給する。在任期間に1年に満たない端数がある場合は、これを1年とみなす。

- 2 評議員が任期満了の日又はその翌日において、再任されたときは、引き続き在任したものとみなす。

(費用弁償)

第6条 評議員の費用弁償の額は次のとおりとする。

- 一 学園の用務で出張した場合は、本学園旅費規程に基づいて、旅費を支給する。
 - 二 非常勤評議員が評議員会に出席した場合の交通費は、あらかじめ届け出た方法により実費を支給する。
- 2 評議員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の支給方法)

第7条 評議員に対する報酬等の支給は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- 一 報酬 毎月20日とする。ただし、その日が土日、祝祭日にあたる場合は、その日前においてその日に最も近い金融機関の営業日に支払うものとする。

二 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退任した日から1か月以内に支払うものとする。

2 非常勤評議員に対する費用弁償は、前項第1号に合算して支給する。

3 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込む。死亡した評議員の報酬等は、遺族に支給する。この場合の遺族の範囲は、学園給与規程第8条の規定を準用する。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決により行う。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決により行う。

附 則

1 この規程は、令和2年1月1日より施行する。

2 学校法人就実学園役員等報酬・費用弁償規程（昭和56年4月1日制定）は廃止する。

3 学校法人就実学園役員等退職手当規程（昭和56年4月1日制定）は廃止する。